

社会福祉法人報恩会 役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人報恩会(以下「法人」という。)の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第二条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬、業務報酬等)

第三条 理事が理事会に出席、又は運營業務に従事したときは、報酬として日額 5,000 円を支給することができる。ただし、法人に属する職員の者には支給しない。

2 評議員が、評議員会に出席、又は運營業務に従事したときは、報酬として日額 5,000 円を支給することができる。

3 評議員に対して、各年度の総額が 150,000 円を超えない範囲で報酬として支給することができる。

4 役員に対して、各年度の総額が 360,000 円を超えない範囲で報酬として支給することができる。

(監事の報酬等)

第四条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、報酬及び実費弁償費は支払われない。

2 監事のうち、法人の財務管理の状況を監査する業務を行う監事に対して監事報酬として年額 3 万円を支給する。

3 監事のうち、法人社会福祉事業の状況を監査する業務を行う監事に対して監事報酬として年額 2 万円を支給する。

(監事の報酬支給日)

第五条 監事の報酬支給日は、毎年決算登記後 15 日以内に支払う。

(出張旅費)

第六条 役員及び評議員が法人及び事業所の運營業務のため出張する場合は、次の表により日当及び旅費等を支給する。

旅 費	宿 泊 費	日 当	旅費・その他
実 費	1 泊 20,000 円以内	日額 8,000 円	実 費 額

※宿泊費については、シーズンにより宿泊費が高額設定になる場合があるため、その場合は上記宿泊費を上回る事ができる。ただし、30,000円を上限とし不足分は自己負担とする。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第七条 法人及び事業所の職員を兼務する理事は、事業所の役務にあたらぬ部分の業務に対してのみ、この規程を適用する。

(改正)

第八条 この規程の改正は、評議員会の議決を得なければならない。

付則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。(評議員、理事報酬年度総額改正)

この規程は、令和5年2月14日から施行し、2月1日から遡及して適用する。

(出張旅費宿泊費※加筆)